

日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

日額旅費支給規程（昭和37年岩手県訓令第30号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第4（第2条関係）				別表第4（第2条関係）			
区分		日額		摘要			
自治大学の研修		研修に要する費用を勘案して人事課人財給与担当課長が定める額		自治大学の研修		研修に要する費用を勘案して人事課給与人事担当課長が定める額	
東北自治研修所の研修		2,650円		東北自治研修所の研修		2,750円	
能力開発研修及び専門研修	宿泊する場合	公用の	[略]	公用の	宿泊施設その他これに準ずる宿泊施設	[略]	[略]
		清温荘	[略]			清温荘	[略]
		ひまわり荘	8,150円			岩手県立総合教育センター	[略]
		岩手県立総合教育センター	[略]			国立岩手山青年の家	2,550円
		[略]	[略]			[略]	[略]
		[略]	[略]			[略]	[略]
備考 特別の事情により旅行に要する経費が多額で、この表による金額では適当でないとき、人事課人財給与担当課長の承認を得て、別に定めることができる。				備考 特別の事情により旅行に要する経費が多額で、この表による金額では適当でないとき、人事課給与人事担当課長の承認を得て、別に定めることができる。			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

- この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

2 この訓令による改正後の日額旅費支給規程の規定は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。